

従業員を守る素敵な職場づくりの

「カスハラ対策」セミナー

令和4年4月から施行された「ハラスメント防止措置」が、全ての事業主に義務付けされました。しかし、まだまだ令和の価値観へのアップデートが追いついていない職場が多いのも現状です。本セミナーでは、令和8年10月1日施行されるカスタマーハラスメント（いわゆるカスハラ）への対応セミナーです。事業主には従業員をカスハラから守る義務があり、これを放置すると人材の流出や損害賠償責任に発展する恐れがあります。カスハラが発生した際の初期対応に加え、日常的に取り組むべきカスハラ防止についても実践的に解説いたします。これらの事例を通じて、知っているようで知らないハラスメントの実態を理解し、予防策を学びませんか。

開催日時・会場

令和8年8月6日(木) 15:30~17:00

ホテル三浦華園 ライラックホール（2F）

講師



株式会社青山プロダクション 青山 夕香氏

略歴

講師歴20年でディズニーキャスト、スポーツニッポン新聞北海道版ライターやラジオショッピングライターを経て全国で400回以上の研修を行なう講師となる。
日本教育実務協会理事長。
通信講座「ビジネスマナースペシャリスト」及び「販売接客スペシャリスト」を日本・海外へ展開。
資格：個性心理学・カラーセラピーカウンセラー資格等40以上保有。

セミナー内容

- ①カスハラの定義
- ②企業に「防止措置義務」が課せられる内容
- ③企業が従業員を守るための環境整備の義務化
- ④行政による指導・勧告の対象となる企業

主催

滝川商工会議所 (TEL: 0125-22-4341 FAX0125-23-5252)

「カスハラ対策」セミナー受講申込書

滝川商工会議所 行

申込締切り 8月3日(月)

事業所名		TEL	
所在地		FAX	
受講者名			